

# 半田市消防団消防操法県大会出場補助金交付要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、半田市消防団を代表し愛知県消防操法大会（以下「県大会」という。）に出場する地区分団（以下「出場分団」という。）に対し、県大会出場に伴う経費について交付する補助金について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (補助の対象)

第2条 この要綱に基づく補助金の交付対象は、各年度の出場分団とする。

## (補助金の額)

第3条 この要綱に基づき交付する補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める。

## (補助金の交付申請)

第4条 この補助金の交付を受けようとする出場分団は、補助金交付申請書（様式第1）を市長に提出するものとする。

## (補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の補助金交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、補助金交付決定通知書（様式第2）により通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において補助金交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付すことができる。

## (補助金の請求及び交付)

第6条 出場分団は、前条の補助金交付決定通知書を受理したときは、補助金交付請求書（様式第3）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の補助金交付請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

## (実績報告書の提出)

第7条 補助金の交付を受けた出場分団は、県大会が終了したときは、補助金使用実績報告書（様式第4）を速やかに市長に提出しなければならない。

## (補助金交付決定の取消し及び返還)

第8条 市長は、出場分団がこの要綱又は補助金の交付決定の際に付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の

全部若しくは一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

年 月 日

半 田 市 長 様

半田市消防団 分団

分団長

## 補助金交付申請書

半田市消防団消防操法県大会出場補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けたいので、  
下記のとおり申請します。

記

1 補助金の交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 補助金の交付対象となる県大会 第 回 愛知県消防操法大会

( 年 月 日 開催)

第 号  
年 月 日

半田市消防団 分団

分団長 様

半田市長

## 補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました半田市消防団消防操法県大会出場補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 条件

補助金は、交付申請書に記載の第 回愛知県消防操法大会出場にかかる経費にあて  
るもので、その他の用途に使用してはならない。

## 補助金交付請求書

金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、半田市消防団消防操法県大会出場補助金（第 \_\_\_\_\_ 回愛知県消防操法大会）  
として

年 月 日

半 田 市 長 様

半田市消防団 \_\_\_\_\_ 分団

分団長

※ 下記口座へ振込み願います。

金融機関名	銀 行 信用金庫・組合 農 協 店
口座番号	
口座種別	普 通 ・ 当 座
(フリガナ)	
口座名義人	

年 月 日

半 田 市 長 様

半田市消防団 分団

分団長

### 補助金使用実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定がありました半田市消防団消防操

法県大会出場補助金にかかる使用実績について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 使用実績

使用実績の内訳	使用実績額(円)	備 考

※添付書類

- (1) 領収書（写し）
- (2) 市長が必要と認める書類